

第10回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年2月27日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 廣瀬女公美 委員	2 番 清水 幸治 委員	4 番 熊坂 隆雄 委員
5 番 志賀 忠浩 委員	6 番 大畑 礼子 委員	8 番 中川 浩幸 委員
9 番 佐藤 泰正 委員	10 番 稲場 洋二 委員	11 番 金子 靖 委員
13 番 瀬戸 賢成 委員	14 番 二谷 幸裕 委員	15 番 浅野 徳昭 委員
16 番 伊藤 まり 委員	18 番 福西 範 委員	19 番 成田 俊英 委員
20 番 松下 裕幸 委員	21 番 吉澤しのぶ 委員	

(以上 17 名)

4. 欠席者

3 番 菅原 雄一 委員	7 番 樋口 英樹 委員	12 番 佐藤 裕司 委員
17 番 野村 照明 委員		

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾	次長 高山 直樹	次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美	杉野 恵	熊野 香苗

(以上 6 名)

会議録署名委員の指名	21 番 吉澤しのぶ 委員
	1 番 廣瀬女公美 委員

6. 議事日程 会期決定について 令和 7 年 2 月 27 日 (1 日)

報告第17号	現況証明願について(市街化区域)
報告第18号	農業委員会のあっせん証明願について
報告第19号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第46号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第47号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案第48号	参考賃借料の設定について

議長
稲場職務代理

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第10回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に21番、吉澤しのぶ委員、1番、廣瀬女公美委員を指名しますので、
よろしくお願いいたします。
なお、会期は本日2月27日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(会務概要報告)

議長
稲場職務代理

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第17号「現況証明願」について事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第17号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、1月31日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、2月3日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の2番は資料が8ページから9ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他1筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者の []氏より現況証明願があり、2月10日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、2月13日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の3番は資料が10ページから11ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、2月14日、

	事務局職員 2 名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、2 月 17 日、会長専決により証明書を発行いたしました。 以上、3 件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告いたします。
議長 稲場職務代理	ただいま報告がありました報告第 17 号「現況証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 稲場職務代理	質問がないようですので、次に、報告第 18 号「農業委員会のあっせん証明願」について報告してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書の 12 ページにございます、報告第 18 号「農業委員会のあっせん証明願」について報告いたします。 今回は、阿寒地区で 1 件の申請がございました。 議案書 13 ページの表の 1 番は、 氏より 1 月 8 日、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるための申請がありました。 農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。 以上、1 件の「農業委員会のあっせん証明願」について報告いたします。
議長 稲場職務代理	ただいま報告がありました 報告第 18 号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 稲場職務代理	質問がないようですので、次に、報告第 19 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」について報告してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書の 14 ページにございます、報告第 19 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」についてご報告いたします。 相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。 今回は、阿寒地区で 1 件の申請がございました。 議案書 15 ページの表の 1 番は、相続人 氏より、被相続人 氏が所有していた、 、他 7 筆、面積合計 ㎡の農用地を、令和 6 年 4 月 18 日に相続し所有権を取得したとして、1 月 29 日その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行いたしました。 以上、1 件の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」について報告いたします。
議長 稲場職務代理	ただいま報告がありました「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第４６号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の１６ページにございます、議案第４６号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。
今回は、鉏路地区で２件の計画がございます。
お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書も併せてご確認ください。
議案書１７ページの表の１番は、資料が１８ページから１９ページにございます。
■■■■氏が所有する、■■■■、他２筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の２番は、資料が１８ページと２０ページにございます。
■■■■氏が所有する、■■■■の内の１筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
以上、２件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
稲場職務代理

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決いたします。
議案第４６号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第４６号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第４７号「農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書 2 1 ページにございます、議案第 4 7 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明いたします。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回 5 件の報告がございました。

議案書 2 2 ページの農地所有適格法人要件確認書の 1 番は、

で、令和 6 年 3 月決算の報告となります。

次に、議案書 2 2 ページの農地所有適格法人要件確認書の 2 番は、

で、令和 5 年 1 2 月決算の報告となります。

次に、議案書 2 3 ページの農地所有適格法人要件確認書の 3 番と 4 番は、

で、令和 5 年と令和 6 年の 9 月決算の報告となります。

次に、議案書 2 4 ページの農地所有適格法人要件確認書の 5 番は、

で、令和 6 年 9 月決算の報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、5 件の「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
稲場職務代理

ただいま説明がありました、議案第 4 7 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたしますが、表の 1 番は二谷幸裕委員、中川浩幸委員が役員を務める法人に関する案件でありますので議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に 2 番から 5 番を審議した後に 1 番を審議いたします。

はじめに 2 番から 5 番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
稲場職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第 4 7 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」の 2 番から 5 番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
稲場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第 4 7 号「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告」の 2 番から 5 番については、原案のとおり決定いたしました。

次に 1 番を審議いたしますので、二谷委員と中川委員は退室してください。

(二谷委員、中川委員 退室)

議長
稲場職務代理

質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 稲場職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第４７号「農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告」の１番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長 稲場職務代理	賛成多数で賛成と認め、議案第４７号「農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告」の１番については、原案のとおり決定いたしました。 退室されている二谷委員と中川委員は入室してください。 (二谷委員、中川委員 入室)
議長 稲場職務代理	次に、議案第４８号「参考賃借料の設定」について審議いたします。 事務局より、説明してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書２５ページにございます、議案第４８号「参考賃借料の設定」について説明いたします。 本件は、農地法第５２条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去１年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。 なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。 釧路市における令和５年１月から令和５年１２月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を２６ページの別表のとおりまとめましたので報告いたします。
議長 稲場職務代理	ただいま事務局から説明のありました、議案第４８号「参考賃借料の設定」について審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 稲場職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第４８号「参考賃借料の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長 稲場職務代理	全会一致で賛成と認め、議案第４８号「参考賃借料の設定」については、原案のとおり決定いたしました。 これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顚末を記載し、真正であることを認めます。

令和7年 2月 27日

議長 梅場 洋二

署名委員 吉澤 しのぶ

署名委員 廣瀬 如美